

## 平成 20 年住宅・土地統計調査の民間開放の基本的考え方について

### 1 平成 20 年住宅・土地統計調査の概要

#### (1) 調査の地域・対象

約 21 万の調査単位区内から抽出した約 350 万住戸・世帯について調査  
住戸（住宅、住宅以外で人が居住する建物）  
に居住している世帯

#### (2) 調査事項

世帯に関する事項（世帯構成、年間収入等）  
現住居に関する事項（居住室の広さ、住宅の建て方等）  
現住居以外の住宅・土地に関する事項（敷地面積、所有関係等）

#### (3) 調査票の種類

世帯調査票 甲（世帯が記入。調査事項、 を把握）  
乙（世帯が記入。調査事項 ~ を把握）  
建物調査票（調査員が記入。調査事項 の一部を外観から把握）

#### (4) 調査の方法

調査員が世帯に調査票、調査票提出用封筒を配布し、世帯が任意に封入して調査員に提出する方法を基本  
一部の市区町村において、全世帯が調査票を封入して調査員に提出する方法を試行的に実施  
一部の市区町村において、オンラインにより調査票を回収する方法を試行的に実施  
調査員が現住居に関する事項を外観から把握し、建物調査票に記入

## 2 民間開放に関する試験調査の結果（暫定版）

神奈川県川崎市（川崎区）において、調査票の配布・収集等の業務を民間事業者へ委託して実施（全世帯封入・調査員回収方式）

- （ ）・調査票の配布・回収等の調査事務を民間事業者が実施した場合の効果・問題点等について検証するため、不在等が多く世帯との接触が困難なオートロックマンション・ワンルームマンション等の共同住宅が多い地域として選定した神奈川県川崎市において実施した。
- ・民間事業者へ委託した業務は、調査対象名簿の作成、建物調査票の作成、世帯調査票の作成、世帯調査票の配布・収集、調査実施状況等の記録作成及び業務報告書の作成である。
  - ・また、調査世帯に対しては、総務省統計局が民間事業者へ業務を委託して調査を行っていること、調査票を封入した封筒はそのまま市区町村に提出され、市区町村で開封・審査が行われることを事前に周知した上で調査を実施した。

(1) 同じ都市部であり調査環境の類似した大阪府高槻市での実施結果（全世帯封入・調査員回収）と比較すると、回収率については、市の合計では顕著な差は認められなかった。調査区特性別にみると、一戸建の多い調査区等では高槻市より川崎市の回収率が高かったが、共同住宅でオートロックマンション・ワンルームマンションのある調査区等では高槻市よりも低い回収率となった。

また、記入漏れ率については、顕著な差は認められなかった。

（表1）調査区特性別の調査票回収率

調査区特性	神奈川県川崎市 （民間委託）	大阪府高槻市
合計	72.3%	71.9%
一戸建の多い調査区	89.6%	79.2%
共同住宅で高齢者の割合が高い調査区	71.1%	76.0%
共同住宅でオートロックマンション・ワンルームマンションのある調査区	55.1%	69.4%
共同住宅で上記以外の調査区	73.8%	63.3%

（表2）調査票の記入漏れ率

	（世帯調査票）	（建物調査票）
神奈川県川崎市（民間委託）	9.3%	1.9%
大阪府高槻市	9.6%	2.7%

(2) 業務遂行状況の面においては、調査対象世帯から民間会社の来訪について市に照会が入るなどの事例が報告されているが、受託事業者は、大きな事故やスケジュールの遅れ等を生じることなく調査を実施していた。

- （ ）受託事業者は、全国で約750名の専属調査員（他社の調査には従事しない。公的調査に従事することは可）を擁し、その中でもトップクラスの「フィールドマネージャー」（全国で約30

名)から選任した2名の調査員及びそれに次ぐ「エリアアシスタント」(同約40名)から選任した1名の調査員を今回の調査に充てており、社員4名(本社の担当部長以下3名、神奈川地区の担当者1名)による管理体制が適切に機能したとあいまって、上記のような結果に結びついたものと考えられる。

- (3) 以上のように、調査票の配布・収集等に係る業務の民間開放について、試験調査は小規模なものではあるが、封入提出された調査票がそのまま市区町村に提出される全世帯封入方式を採った今回の調査方法の下で、明らかな質の低下や向上は見られなかった。

### 3 民間開放に対する地方公共団体の意向等

#### (1) 地方公共団体の意向

本調査における調査票の配布・収集等に係る業務の民間開放を実施する可能性について、8月時点の状況を都道府県に照会した結果、

「検討する予定がある」・・・10

「検討する予定がない」・・・37

となっており、検討予定なしとする都道府県が多数を占める一方、2割強はなお検討予定ありとしている。

検討予定なしとする都道府県は、その理由として、主に、市町村から民間開放の希望がないこと、質の低下への懸念、判断する上で必要な情報の不足、メリットが期待できないことを挙げている。

検討予定ありとする都道府県においては、民間開放を実際実施する可能性については慎重なスタンスをとりつつ、具体的な検討のために更なる情報の提示を求めるものが多い。

いずれにせよ、現時点で関心を持つ地方公共団体が存在することから、国としては、それらの地方公共団体において民間開放を実施する場合に備え、環境整備等の措置を講じていくことが求められる状況にあるといえる。

#### (2) 民間事業者が受託可能な規模

試験調査の受託事業者から、受託可能な場合の条件として聴取した内容（首都圏で5,000～10,000世帯、近畿圏で1,500～2,500世帯）は、受け皿の存否に係る判断に当たって一つの目安となると考えられる。

また、昨年度、業界団体等にヒアリングした結果によれば、各社が受託可能としているのは全国で1万～2万世帯までの規模であり、地域単位で実施可能な規模はそれを下回ると見込まれる。

## 4 民間開放の基本的考え方

### (1) 検討対象となる事務の範囲

いわゆる「調査実施（実査）」に関すること。具体的には、調査票の配布・収集・検査及びこれらに付随する事務

（ ）封入提出された調査票の検査・審査業務の在り方については、業務の効率化、個人情報の保護等の観点から検討することが必要（別紙参照）

### (2) 実施単位（地域的な範囲）

市区町村の全域又は政令指定都市の行政区全域を単位として実施

### (3) 質の確保

過去の調査実績、調査実施体制等を勘案し、適切な民間事業者を選定  
受託事業者に対し、適時適切な業務報告を課し、必要に応じ是正措置を要求

### (4) 効率性の向上

以下の取組を通じ、効率性の検証方法を整理

試験調査結果の分析・検証、コスト等の検討

のほか、効率性を検証するための指標について、平成19年就業構造基本調査の実施状況等を踏まえつつ整理

### (5) 受託可能性の検証

3(2)を踏まえ、民間開放の実施に当たっては、受け皿となる民間事業者の存在について、一定の蓋然性を持って見込み得ることが必要

### (6) その他

リスク管理の徹底等のため、民間開放の実施に当たっては、実施市区町村と統計局及び都道府県との間で綿密な連絡調整を行うことが必要

調査関係書類の審査に係る業務の扱い等、平成19年就業構造基本調査において試行的に導入した取組については、本調査における扱いを、改めて検討する必要